「令和7年度メディアを活用したプロモーション業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「令和7年度メディアを活用したプロモーション業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式 により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱に定 めがあるもののほか、「令和7年度メディアを活用したプロモーション業務委託」受託候補者特定に係 る実施要領(以下「実施要領」という。)に定めるものとする。

(実施の公表)

- 第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。
 - (1) 当該事業の概要・基本計画等
 - (2) プロポーザルの手続き
 - (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
 - (4) 評価委員会及び評価に関する事項
 - (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

- 第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。
 - (1) 業務実績
 - (2) 当該業務の実施方針
 - (3) 当該業務に関する具体的な提案
 - (4) 当該業務の実施体制
 - (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

- 第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施方針の妥当性等
 - (3) 提案内容の妥当性等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案者の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 評価結果が同点の場合には、評価委員の採点の合計点数が同点の場合、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。
 - (1) 加重倍率が4の項目の合計得点が上位の者
 - (2) 5点の評価点項目が多い者
 - (3) 加重倍率が4の項目に2点以下の評価点が無い者
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

- 第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
 - (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) ヒアリング
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 政策経営局男女共同参画担当理事

副委員長 にぎわいスポーツ文化局にぎわい創出戦略課長

委員 政策経営局シティプロモーション推進室長

政策経営局広報戦略・プロモーション課担当課長

みどり環境局戦略企画課担当課長

政策経営局経営戦略課担当係長

- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を政策経営局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 6 評価委員会は非公開とする。

(評価結果の審査)

- 第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項 について審査する。
 - (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和6年12月18日から施行する。

業務説明資料

1 業務件名

令和7年度メディアを活用したプロモーション業務委託

2 業務の実施方針

本業務では、各種メディアへ取材・掲載を促すアプローチを積極的に行い、露出を獲得する ことで横浜の魅力を発信し、ブランドイメージを向上させる。

横浜が「住みたい」、「住み続けたい」、「訪れたい」、「ビジネスしたい」街として選ばれるよう、ターゲットに応じたメディアを選択しながら、<u>市の施策や他都市にはない魅力資源などを</u>通じて居住・来訪意欲を高めることができるメディアの露出を獲得する。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

本市が指定する場所

5 業務内容

(1) PRコンサルティング (スケジュール管理含む)

契約後すみやかに「2 業務の実施方針」に沿って、時期・ターゲットに応じた効果的・効率的なメディアアプローチの全体計画を作成し、年間を通じてコンサルティングを行うこと。また、作成した全体計画の進捗管理を適宜行い、適正かつ確実に業務遂行できるようスケジュール管理すること。

※「2 業務の実施方針」に関する補足資料として、参加意向申出書を提出した事業者に 「横浜市の目指すブランディングの方向性」の資料を別途提供する。

(2) プロモートシート・ファクトシートの制作

本市の特徴やブランドイメージを活かした、メディア向けのプロモートシートを年5回、ファクトシートを1回企画・制作する。プロモートシートのテーマは、毎回切り口を変え、 委託者と受託者双方協議のうえ決定すること。

(3) メディアアプローチの実施

プロモートシートやファクトシートを基に、メディアの選定及び取材誘致を行い、露出を 狙ってアプローチを行う。

アプローチの際は、受託者が所有するメディアリスト(500 件程度を想定)に電子メールやファクスなど、最も効果的・効率的な方法で実施し、露出可能性の高い媒体については電話やオンライン、対面でのフォローも積極的に行う。メディアリストの確定については委託者と受託者双方協議のうえ決定する。

<アプローチ先の希望>

- ①首都圏キー局を中心としたテレビ
- ②WEB、雑誌
- ③全国版(5大紙)等新聞、ラジオ

(4) プレスツアーの実施

年2回プレスツアーを実施してメディアを招致し、ツアー内容をベースとした露出に繋げる。ツアーのテーマは受託者が提示し、委託者と受託者双方協議のうえ決定する。なお、 ツアー実施に係る手続き及び各種費用は本委託に全て含めること。

(5) 業務報告

ア 定例打合せ

メディア露出に関するアプローチ進捗状況および計画について、委託者との打合せを実施すること。

週または隔週に1回の定例を想定しているが、実施頻度やメールもしくはオンライン等での報告とするか否かは別途協議のうえ進める。

イ 月次報告書

受託者のメディアアプローチの結果、メディアの露出を獲得したものについては、クリッピングおよび広告価値換算額の算出を行い、月次報告書を作成のうえ、上記打合せの際 に報告すること。

ウ 年次報告

事業完了後に、実績及び効果、分析、評価、その他実施業務に関する報告書を作成する こと。

(6) その他

トラブル等、委託者への報告が必要と思われる事案が発生した際には、速やかに連絡のうえ、経過・経緯・対応策等をまとめた報告書を提出すること。

6 成果目標

広告換算額の年度内総計 40億円程度

※受託者がメディアアプローチを行った結果、露出につながったもの

7 成果品について

- (1) 提出物
 - ア 年間計画、スケジュール
 - イ 月次報告書
 - ウ 年次報告書
- (2) 提出場所

横浜市政策経営局広報戦略・プロモーション課 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

8 留意事項

- (1) 本業務の実施に際しては、委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、仕様書に記載のない事項及び疑義のある場合は、別途協議の上決定するものとする。
- (2) 取材先との調整を行う必要がある際は受託者が行うこととし、申請等、必要事項を事前に確認しそれを遵守すること。
- (3) 取材に係る交通・宿泊費、出演料、施設使用料等の負担が発生する際については原則受託者が負担することとし、委託経費に含めること。
- (4) 本業務の検討内容及び進行状況等について、委託者が報告等を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、委託者が公表している又は委託者が認めた情報以外の情報を第三者に漏らしてはならない。

- (5) 本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (6) 本業務の実施のために制作した著作物に係る使用権及び著作権(著作権法(昭和 45 年法 律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう)は、写真・イラスト等を含め、全て委託者に帰属し、受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。また、本市が二次利用を含めて、これを自由に使用できるものとする。これにより受託者に生じた、いかなる損害についても委託者は責任を負わないものとする。

提案書作成要領

1 業務件名

令和7年度メディアを活用したプロモーション業務委託

2 業務の内容

業務説明資料のとおり

概算業務価格(上限価格)は、30,000,000円(税込)とする。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとする。

3 プロポーザル実施スケジュール

日程	内容等	提出・通知方法	
令和7年1月15日(水)	 「参加意向申出書」等提出締切	電子メール	
12時 (正午) まで (必着)	「参加息的中山省」等近山神男		
1月20日(月)	「提案資格確認結果通知書」送付	電子メール	
1月27日(月)	「質問書」提出締切	電子メール	
12時 (正午) まで (必着)	「負向者」提出柿奶		
2月3日(月)	「質問回答書」送付	電子メール	
2月3日(月)		※質問なしの場合送信なし	
2月10日(月)	「伊安寺」担山绥垣	持参又は郵送	
15 時まで(必着)	「提案書」提出締切 		
2月21日(A)(圣学)	プロポーザル評価委員会		
2月21日(金)(予定)	(ヒアリング)		
3月上旬(予定)	業者選定委員会付議		
3月上旬~中旬(予定)	「結果通知書」送付	電子メール	

4 参加の条件

参加の条件は、(1)の条件を満たし、かつ(2)の制限に当てはまらないこと。

(1) 応募資格等

応募の資格を有する者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- ア 「参加意向申出書(第1号様式)」を提出した時点で、令和5・6年度の横浜市一般競争入 札有資格者名簿に登載され、営業種目「その他の委託等」または「広告」の登録がある 者。
- イ 過去にシティプロモーションに係るメディアアプローチの実績をもつ者。
- ウ 「参加意向申出書(第1号様式)」を提出してから受託候補者の特定までの間において、 「横浜市指名停止等措置要綱(平成16年4月1日制定)」の規定による停止措置を受けてい ない者。

- エ 履行期間満了まで、業務を履行できる者。
- オ 銀行取引停止処分を受けていない者。
- カ 横浜市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等と関係を有しない者。
- キ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当していない者。
- ク 破産法 (平成16年法律第75号) に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者。
- ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続き開始の申立、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立がなされている者(更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥る恐れがないと本市が認めた者を除く。)でないこと。
- コ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者。

(2) 応募に対する制限

次の項目に該当する者は、応募及び共同提案者として参加することはできない。

- ア 評価委員会委員の三親等内の親族。
- イ 評価委員会委員の三親等内の親族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属している者。

5 参加に係る手続き

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記書類を期日までに提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年1月15日(水)12時(正午)まで(必着)
- (2) 提出方法 電子メール (PDF データで添付)
- (3) 提出書類
 - ア 参加意向申出書(第1号様式) 1部
 - イ 委託業務経歴書 1部
 - ウ 誓約書(手続関係様式1) 1部

≪注意事項≫

メール件名は下記のとおりとする。

【参加意向申出書提出】令和7年度メディアを活用したプロモーション業務委託

- ・メール本文に、「商号又は名称」、「連絡担当者所属」、「連絡担当者氏名」、「電話番号」を明記すること。
- ・メール送信後、必ず電話により到達確認を行うこと。提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

(4) 提案資格確認結果の通知

「参加意向申出書(第1号様式)」を提出した全ての事業者に、「提案資格確認結果通知書(第2号様式)」を通知する。

ア 通知日 令和7年1月20日(月)

イその他

・提案資格を満たす者には、「プロポーザル関係書類提出要請書(第6号様式)」を併せて通知する。また、横浜市の目指すブランディングの方向性に関する資料を提供する。

・提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。なお、書面は本市が通知を発出した日の翌日起算で、行政機関の休日に関する法律により定められる休日を除く5日後の17時までに、「参加意向申出書(第1号様式)」提出先まで提出すること。本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、行政機関の休日に関する法律により定められる休日を除く5日以内に、説明を求めた者に対して回答する。

6 質問について

本要領等の内容について疑義のある場合は、「質問書(手続関係様式3)」を提出すること。質問内容 及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全ての事業者に通知する。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要である。

- (1) 提出期限 令和7年1月27日(月)12時(正午)まで(必着)
- (2) 提出方法 電子メール ※送信形式はテキスト形式とし、質問書をWord 形式で添付すること。
- (3) 回答送付日 令和7年2月3日(月)
- (4) 回答方法 電子メール ※質問なしの場合は送信なし

≪注意事項≫

・メール件名は下記のとおりとする。

【質問書提出】令和7年度メディアを活用したプロモーション業務委託

- ・メール本文に、「商号又は名称」、「連絡担当者所属」、「連絡担当者氏名」、「電話番号」を明記すること。
- ・メール送信後、必ず電話により到達確認を行うこと。提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

7 提案書の提出

提案書は【別紙1】「提案書の提出について」に基づき、所定の様式等で作成すること。

- (1) 提出期限 <u>令和7年2月10日(月)15</u>時まで(必着)
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出書類
 - ア 提案書(第5号様式) 1部
 - イ <u>提案書類①~⑪-1</u> 9セット(紙出力、1セットずつダブルクリップ留め) ※⑪-2、⑫については一部のみ提出すること
 - ウ データ 1式 ※データは全て PDF 形式としメールで送付すること

≪注意事項≫

- ・手書きで記載する場合は、全て消えないボールペンで記載すること(鉛筆書き、消えるボールペンの使用不可)。
- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けない。ただし、配送業者に起因する事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付ける。
- ・郵送の場合は、封筒等に「提案書在中」と記載すること。また、発送後に必ず提出先に電話連絡 を行うこと。
- ・持参する場合は、事前に電話連絡の上、平日の9時から12時、または13時から17時の間に提出すること。(提出期限当日に持参する場合は15時まで(必着))

(4) その他

- ア 提案書の作成及び提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。
- イ 所定の様式等以外の書類については受理しない。
- ウ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- エ 提出された書類は返却しない。
- オ 提案書に記載した業務実施体制は、担当者の病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。
- カ 提案内容の変更は、明らかな誤字・脱字を除き原則として認められない。

8 辞退について

「参加意向申出書(第1号様式)」提出後、又は「提案資格確認結果通知書(第2号様式)」の受領後に辞退する場合は、「辞退届(手続関係様式2)」を書面にて提出する。

9 5~8の提出先

横浜市政策経営局広報戦略・プロモーション課 會田、田口 $\mp 231-0005$ 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 9 階 電話番号 045-671-3680 $\angle E-mail ss-promotion@city.yokohama.lg.jp$

- 10 プロポーザルに関するヒアリング

 - (2) 実施場所 横浜市庁舎会議室(横浜市中区本町6-50-10)
 - (3) 実施方法 ヒアリング時は提案書を使用し、口頭・紙資料にて説明を行うものとする。 なお、資料の変更・追加は認めない。
 - (4) 機材等 ノートパソコンの持込み可。プロジェクターは不可。
 - (5) 出席者 3名以下 ※必要最小限としてください。
 - (6) その他 時間・場所等の詳細については、別途通知する。
- 11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行う。

名	称	政策経営局第1入札参加資格審査・業者選定委員会			
所掌事務		プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること			
委 員	長	政策経営局長			
委	員	経営戦略部長			
委	員	データ経営部長			
委	員	総務部長			
委	員	大都市制度・広域行政部長			
委	員	男女共同参画担当理事			
委	員	シティプロモーション推進室長			
委	員	報道担当部長			
委	員	共創推進室長			

名 称	1/r	令和7年度メディアを活用したプロモーション業務委託に係るプロポーザル評価委
	が小	員会
所掌事務		プロポーザルの評価に関すること
委員	長	政策経営局男女共同参画担当理事
副委員長		にぎわいスポーツ文化局にぎわい創出戦略課長
委	員	政策経営局シティプロモーション推進室長
委	員	政策経営局広報戦略・プロモーション課担当課長
委	員	みどり環境局戦略企画課担当課長
委	員	政策経営局経営戦略課担当係長

12 評価基準について

【別紙2】「提案書評価基準」のとおり

13 結果通知

提案書を提出した全ての事業者に、特定の有無及びその理由を記載した「結果通知書(第7号様式)」 を電子メールにより通知する。

- (1) 通知日 令和7年3月上旬(予定)
- (2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。 なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、行政機関の休日に関する法律により定められる休日を除く5日後の17時までに、提案書提出先まで提出すること。

本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、行政機関の休日に関する法律により定められる 休日を除く5日以内に、説明を求めた者に対して回答する。

14 その他

- (1) 提案書及びその他の提出書類の取扱い
 - ア 提案書及びその他の提出書類は、プロポーザルの特定のみに使用し、提案者に無断で他の用 途に使用することはない。
 - イ 提案書及びその他の提出書類を公開する必要がある場合、提案者と協議を行うことがある。
 - ウ 提案書及びその他の提出書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲について複製 を作成することがある。
 - (2) プロポーザル手続における注意事項
 - ア プロポーザルの実施のために本市から提供された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできない。
 - イ 提案書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするととも に、虚偽の記載をした者に対して、業者選定委員会において特定を見合わせることがある。
 - ウ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、

必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

- エ 受託候補者として特定された者と本市は、後日、本要領、業務説明資料及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。
- オ 「参加意向申出書(第1号様式)」の提出後、受託候補者の特定の日までの手続き期間中に、 前述の「4 参加の条件」に該当しないこととなった場合には、以後の本件に関する手続きの参 加資格を失うものとする。また、その者が受託候補者として特定されている場合は、次の順位の 者と手続きを行う。
- (3) 無効となるプロポーザル
 - ア 提案書の提出方法、提出先、及び提出期限に適合しないもの。
 - イ 提案書の各作成様式及び留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - キ 本プロポーザルに関して評価委員会委員との接触があった者。
 - クヒアリングに出席しなかった者。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否

要す

提案書の提出について

<注意事項>

- 1 提出書類については、<u>縦置き横書き、両面印刷、右上に書類番号・タイトル(「提出物チェックリス</u>ト」参照)を明記すること。また、枚数は項目ごとに必要最低限にまとめること。
- 2 文字は注記を除き、原則として10ポイント以上の大きさとすること。
- 3 手書きで作成する場合は、全て消えないボールペンで記載すること(鉛筆書き、消えるボールペンの 使用不可)。
- 4 提出する書類には、ページ番号を通しで振り、一切<u>社名等(代表者名、社員名、企業ロゴ等を含む)</u> の表記を行わないこと。なお以下の書類は除く
 - ・表紙となる「提案書(第5号様式)」
 - ・提案書記載事項5 別紙3の「企業としての取組確認票」における必要書類【書類番号⑪-2】
 - ・提案書記載事項6 別紙4の「提案書の開示に係る意向申出書」【書類番号⑫】
- 5 書類を提出する際は、再度「提出物チェックリスト」を確認すること。
- 6 多色刷りは可とするが、モノクロ複写も想定し、見やすさに配慮すること

■提案書記載事項

- 1 業務実施にあたっての組織・体制について【様式自由・A4】
 - (1) 会社·団体概要【書類番号①】
 - (2) 過去のシティプロモーションに係るメディアアプローチ業務の実績(画像添付可)【書類番号②】 ※メディアアプローチによって取材誘致に成功した実績があれば、そちらも記載すること。
 - (3) 人員・組織体制及び調査体制等の業務実施体制【書類番号③】
 - ※提案にあたっては体制の人数は必ず記載し、各々の強みや特徴があれば併せて明記すること。 ※いずれも、社名、代表者名、社員名、企業ロゴ、メールアドレス、その他社名が分かるものは 一切表記を行わないこと。
- 2 現状分析【様式自由・A4】(4ページ以内)【書類番号④】

他都市との比較や本市の特徴、強み、弱み、統計・調査等のデータ等を踏まえ、現在の本市の置かれている状況を分析し述べてください。

- 3 業務の実施方針・方法・スケジュール・その他提案について【様式自由・A4】
 - (1) 業務実施方針【書類番号⑤】
 - (2) 業務実施方法【書類番号⑥】
 - (3) 業務実施スケジュール及び想定目標値【書類番号⑦】
 - (4) プロモートシート企画提案 【書類番号®】

現状分析や横浜市の目指すブランディングの方向性に関する資料を参考とし、メディアへの取 材誘致を図る切り口として「**市外の子育で世代が、横浜に住みたいと思える企画提案**」をテーマ に、1種類のプロモートシート案を作成すること

(5) アプローチメディア【書類番号⑨】

(4)のプロモートシートで仮にメディアアプローチを行う場合のアプローチ方法、候補媒体などを記載すること。

4 参考見積書について【様式自由・A4】【書類番号⑩】

業務に係る人件費、メディアアプローチ実費等の経費について、できるだけ詳細な内訳を明記した 参考見積書を作成すること。

※上限価格については、「提案書作成要領」の2を参照。

5 企業としての取組について【別紙3】【書類番号⑪-1、2】

提案書評価基準における「ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組」の状況を示す資料として「別紙3:企業としての取組確認票」(書類番号⑪-1)を記入し、該当する項目の必要書類(書類番号⑪-2)を併せて提出すること。

なお、必要書類(書類番号 $\hat{\mathbf{m}}$ -2)については社名等が入ってもよいこととし、書類番号 $\hat{\mathbf{m}}$ -1とは別に一部のみ提出すること

6 提案書の開示に係る意向申出書【別紙4】【書類番号印】

社名等が入ってもよいこととし、書類番号①~⑪-1とは別に一部のみ提出すること。

【提案書作成要領・別紙2】

提案書評価基準

(1) 評価方法

- ア 評価委員1人あたり96点満点とし、下記評価項目について評価を行い、合計得点の高い者を特定する。 イ 提案内容及び実施体制のいずれかの評価項目の評価点が1点となった者は、原則として選定しない。
- (2) 評価点が同点の場合の措置

評価委員の採点の合計点数が同点の場合、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。ア 加重倍率が4の項目の合計得点が上位の者 5点の評価点項目が多い者 ウ 加重倍率が4の項目に2点以下の評価点が無い者

(96占満占)

	$-96 \pm$				
	75 F	(man han - lett. las)	点数	倍率	満点
	項目	(評価の視点)	良い >> 普通 >> 良くない		
提案内容	事業趣旨の理解度	横浜市の目指すブランディングの趣旨及び業務内容を十 分に理解しているか	5 · 4 · 3 · 2 · 1	3	15
	全体計画	ターゲットを適正に把握し、実現性の高い計画を立案して いるか	5 · 4 · 3 · 2 · 1	2	10
	プロモートシート企画提案	横浜市の目指すブランディングの方向性に沿ってテーマの 設定ができているか、また露出の実現性のある資料の企 画、制作ができているか	5 · 4 · 3 · 2 · 1	3	15
	アプローチカ	これまでの実績や媒体との繋がりから、質及び拡散力の高 い媒体での露出の実現性があるか。	5 · 4 · 3 · 2 · 1	4	20
	予算配分計画	上限額を踏まえ、事業内容に対し、妥当性があり、且つ効 率的な予算配分計画になっているか	5 · 4 · 3 · 2 · 1	1	5
実施体制	人員体制	業務を遂行するのに十分な人員・組織体制が提案されて いるか	5 · 4 · 3 · 2 · 1	2	10
	スケジュール管理・情報共有	適切なスケジュール管理及び情報共有がなされる業務管 理体制が提案されているか	5 · 4 · 3 · 2 · 1	1	5
	過去の業務実績	本業務を実施するにあたり、過去にシティプロモーションに 係るメディアアプローチ業務の実績があり、ノウハウを活か すことができるか	5 · 4 · 3 · 2 · 1	2	10
企業としての取組	ワークライフバランス、障害者雇 用、健康経営に関する取組	次の項目を満たしているか(1つ満たすごとに1点を加算) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算) 次世代育成支援対策推進法による認定(くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)、又は、よこはまグッドバランス企業の認定の取得 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%の達成※達成している(従業員40人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員40人未満) 健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	6 · 5 · 4 · 3 · 2 · 1	1	6
	e 計				96
П П				90	